

一方で、

反捕鯨国は日本の沿岸捕鯨の町が晒されている困難な状況は、暫定救済枠ではなく、商業捕鯨を再開することによってのみ解決策が得られる、と言っていますが、...

IWCでさえ、日本の沿岸捕鯨共同体の長引く困窮を認めているのですが、...

平成元年（1989年）の第41回IWC年次総会の議長報告は、「日本では、[ミンククジラに対する]ゼロ捕獲制限は、経済的、社会的、文化的、そして健康の面で人々に影響を及ぼしている...こういった影響は、これらの伝統的な小規模共同体の存続に深刻な脅威をもたらしている」と指摘しました。

その後遅ればせながら平成5年（1993年）、IWCは、網走、鮎川、太地そして和田という捕鯨の町が晒されている困難な状況を緩和するために「迅速に」取り組むことを決議しました。その流れに添った決議は平成7年（1995年）、そして平成8年（1996年）にも行われ、平成9年（1997年）には仙台で特別ワークショップも開催されました。それにも関わらず実質的な対応策は今日に至るまで何一つとられていません。平成12年（2000年）の第52回の年次総会においては、「迅速に」取り組むことを決議してから7年もたつて、再び「迅速に」取り組むことが再決議されただけです。言わばIWCは、空しい口約束を続けているに過ぎないのです。

商業捕鯨の再開にはRMSの完成が不可欠なのですが、...

IWC加盟国の多数派は、IWCが日本の沿岸捕鯨者の困窮に終止符を打つことができる唯一の方法は、モラトリアムを終了させ、商業捕鯨を再開させることだと主張しています。しかし、IWCの加盟国が前々からの懸案である改訂管理制度（RMS）を完成させ、その受け入れを可決するまで、IWCはモラトリアムを終了させることができません。

その一方で、

反捕鯨国は商業捕鯨の再開に何が何でも反対しています。

はっきりと「駄目！」だと主張

オーストラリア、モナコ、ニュージーランド、イギリスそしてアメリカ合衆国の五カ国はIWC本会議中、商業捕鯨については何が何でも反対である、「ノー」だとはっきり表明しています。そして他の多くの国もIWCの年次総会やその他の場で、商業捕鯨の再開反対に言及したり、商業捕鯨を禁止するモラトリアム及び鯨類サンクチュアリーを支持することを表明したりしています。

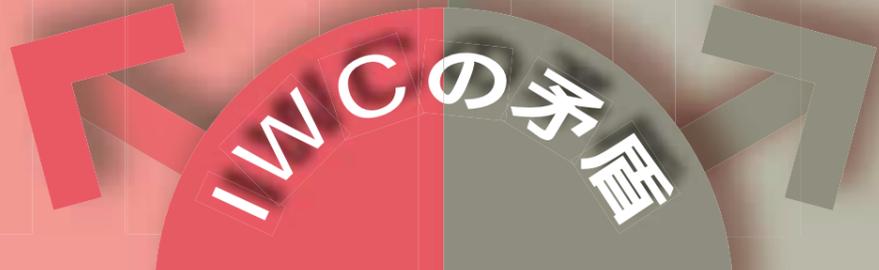
RMSへの引き延ばし妨害！

全ての商業捕鯨に対するモラトリアムを継続することは、国際捕鯨取締条約（ICRW）が定める、「科学に基づいて鯨類の保存と捕鯨産業の秩序ある発展」をはかるといふ目的に反するものです。RMSを早急に完成させ、持続可能な資源に対する商業捕鯨を再開することこそがIWCが進むべき道なのです。

それにもかかわらずIWC加盟国の多くは、どう見ても条約が関係していない、IWCの権限を超えるような事項をRMSに盛り込もうというやり方で、ほぼ10年にわたってRMSの完成を引きのばしています。

日本はその間ずっと誠実に議論に参加し続け、何とか打開策を見出しRMS完成にこぎつけようと努力してきました。しかしながら、アメリカ、イギリス、ニュージーランド、オーストラリア、モナコを含むその他加盟国の大多数の国々は、無責任に只延々と議論しているだけです。というのも、RMSを完成させる意図が全くないからです。

平成13年（2001年）2月、IWCは、RMSを議論するために、更に会合を開きました。相変わらず、ここでも再び「進展が見られた分野もあったが、いくつかの根本的な相違は残った」とIWCは報告しています。



IWCの加盟国は、明らかにそして故意に、自己矛盾を犯しています。

つまり、一方では、RMSを完成させ、持続可能な鯨種の捕獲ならば許可すると言っておきながら、もう一方ではRMSについての議論を遅らせ、モラトリアムと鯨類サンクチュアリーを支持しているのです。
偽善的かつ無責任以外の何ものでもありません！

IWCは21世紀に持続可能でしょうか？ - おそらく、無理です。

IWCは鯨類の管理当局としての自らの信頼性を傷つけてきました。持続可能な資源に対する商業捕鯨を認める根拠になるような科学的な調査結果を、ことごとく無視し続けているのですから。またIWCは、RMSの完成をただらと引き延ばし、その一方でモラトリアムを継続し鯨類サンクチュアリーを拡大しようとしています。そのようなクジラ保護のみに偏向した組織は、条約本来の目的と照らしてその存在意義を失っているのです。

IWCを超えた鯨管理へ...

IWCはもはや責任ある管理組織として信頼できないため、伝統的捕鯨国はIWCに代わるものを検討せざるを得ません。鯨管理の改善を目指して協力している捕鯨者や捕鯨国が活路を見出しつつある例としては、各々世界捕鯨者カウンスル（WCW）と北大西洋海産哺乳類委員会（NAMMCO）があります。伝統的な沿岸捕鯨国は、沿岸捕鯨共同体が存続できるように、科学に基づいた管理体制はどうすれば可能となるのか、今後さらに検討を重ねていくことでしょう。

日本の小型捕鯨業者は、持続的利用を目指して、科学に基づいた管理体制の下伝統的に豊富な鯨種の捕鯨だけを求め続けます。

日本小型捕鯨協会

〒164-0012東京都中野区本町4-5-10-506 TEL: 03-5385-6121 FAX: 03-5385-6122

URL: <http://homepage2.nifty.com/jstwa/> 発行日 / 平成13年7月1日

無断で本リーフレットの全体、または一部を使用、転載することを禁じます。



当時の鮎川港と捕鯨船

糾弾されるべきIWCの偽善と無責任

～ 小型捕鯨業の暫定救済枠要求が認められない理由

そもそも日本の小型捕鯨業者は、資源量が豊富なクジラだけを捕獲の対象としてきました。

日本の小型捕鯨業者が伝統的に捕獲したり、今後捕獲を再開したいと望んでいるクジラのうち、絶滅の危機にさらされているものは昔も今も一つもありません。特に捕獲の再開を訴え続けているミンククジラは、控えめにみても25,000頭が北西太平洋にあり、健全な資源であるとの評価が既にIWCの科学委員会においてなされています。実際、過去に捕獲が行われていた時には、日本沿岸で毎年300頭以上のミンククジラを長年にわたって捕獲しており、資源が減っているというような兆候は一切ありませんでした。

しかし反捕鯨国は、資源量の豊富なミンククジラも含めて、全てのクジラの捕獲に反対しています。国際捕鯨委員会（IWC）において、昭和57年（1982年）にIWCが決定したモラトリアム（捕獲停止）を何が何でも続行すべきであり、クジラが沢山いても一切の商業捕鯨を二度と行ってはならない、というのです。

IWCが全てのクジラの商業捕獲を停止していることには、科学的な根拠はありません。

資源量の豊富なクジラの捕獲すら認めないIWCの決定は、科学的な根拠に基づいているものではありません。反捕鯨国は、情報操作と感情論を振りかざすことによって、全てのクジラが絶滅の危機に瀕しているという大いなる誤解を広く世界の人々に信じ込ませることに成功しました。そして、反捕鯨国はIWCの中で政治的に優位な立場にたっていることを悪用して、まず科学的な必要性がなかったにも関わらずモラトリアムを採択し、更に全く不合理なことに、それを支持し続けているのです。

困窮した捕鯨の町のために、日本はIWCに暫定的な救済措置を求めてきました。

モラトリアムの下、資源量の豊富なミンククジラの捕獲が行えなくなり、伝統的な捕鯨の町は困難な状況に陥りました。モラトリアムが解除されるまでの間、暫定的に対抗措置をとるべく、日本は、IWCのモラトリアムが発効した昭和63年（1988年）以来、過去13回にわたって、毎年、年間50頭という小規模な暫定救済枠を求めてきました。暫定救済枠が認められれば、モラトリアムによって被害を受けている4ヶ所の沿岸捕鯨村の困窮も幾ばくかは緩和されるでしょう。しかし、IWCの答えはそれすら「駄目だ！待て！」なのです。

昭和24年鮎川の捕鯨事業所竣工式